

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 <del>・打合せ・協議</del>	文書番号	1802(課長会議)
		決裁期日	平成18年2月1日
名 称	(1月定例)課長会議		
日 時	平成18年1月31日 午前9時00分～午後0時05分		
場 所	上富良野町役場3階 第2会議室		
出席者	別紙名簿のとおり 町長・助役・教育長、課長職 11人、代理出席 ラベンダーハイツ 菊地次長 事務局 2名 説明員 4名 合計21人		
内 容	町長あいさつ		
	・3月定例議会へ向けにご苦労頂くことになる。平成18年度予算も査定・精査を経て本日原案を示すが、更に修正を加えて2月2日に最終原案とする。昨年の基金支消を越えないことを基本にして財源調整を行った。まだまだ余裕のある要求内容であり、財政状況の厳しさを認識し、それを反映したものとはなっていない。国では第2次三位一体改革へ向けた動きが始まっている。		
	・12月、3月の定例議会において、住民負担を求める条例改正が相次ぐが、住民側からは行政の努力指標として給与の削減が求められている。本日の朝刊に富良野市の7.8%の削減が報道され、また北海道の10%削減もあわせて、町民の声は更に大きくなることが考えられる。		
	・2月22日に十勝岳噴火総合防災訓練を計画しているが、訓練に従事する職員にあっては、スケジュールに沿った機械的な対応ではなく、実際の災害を想定した臨機応変な対応を心がけてもらいたい。		
	・例年定期人事の時期に、私個人の人事資料として、レポートの提出をしてもらっていたが、人事異動に関する希望等を人事異動申告として制度化することにした。本日の議題ともなっているので内容を検討してもらいたい。		
	・私が出席する行事について、行事予定表に記載されていないことがある。直前に知られるときには、出席行事の内容を把握できないままの出席となり、大変困惑する場合が多い。予定表に記載するとともに、私と事前調整を十分に取ってもらいたい。		
	以下助役が議長として会議が進行された。		
	<b>1 平成18年度一般会計予算案の概要について【企画財政課】</b>		
	企画財政課長：本日会議で示す予算案は内部調整後2月2日開催の臨時課長会議で最終予算原案として内示する。現時点での予算概要を担当主幹から説明する。		
	政策財政班松田主幹：別紙資料により平成17年度対比、原案作成経過、財政調整基金繰		

内 容	入を 40,000 千円とする内容等について説明。〈別添資料参照〉
	なお、1 月 31 日正午締め切りで、各担当に予算歳入歳出、債務負担行為のチェックを指示しているので、本会議終了後確認してもらいたい。
	助役：新年度予算は公共料金の値上げ、サービスの値切りの要素を含んでおり、町民及び議会への対応を精査して臨んでもらいたい。
	<b>2 町議会 3 月定例会提出予定議案・留意事項について【総務課・議会事務局】</b>
	総務課長：添付のとおり、定例議会付議事件一覧を添付してあるので、修正追加があれば早急に報告願いたい。条例に関する提出議案・資料の作成に当たっては、留意事項に沿って作成願いたい。従来から議案の差替え、訂正が発生しないよう指示しているが、細心の注意を払って作成するよう徹底してもらいたい。〈別添資料参照〉
	また、行政報告は、必要性のあるものを判断して、できるだけ全てのものを提出してもらいたい。
	町長：基本的に、12 月定例議会以降の取り組みは、行政報告に入れてもらいたい。全く行政報告のない課もある。例として、除排雪に際して積み込みを町で、運搬は地区で取り組んだということなども報告するべきだと思う。
	総務課長：職員の給与に関するものは、組合との交渉を終えたので、次の内容に関して条例改正を提案する。その他の特殊勤務手当、宿泊費改定等の課題事項は継続して協議することになっている。
	給与構造の改正は、現行 8 級を 6 級にし、給与水準を引き下げるものである。
	役職加算は、組合に対して廃止の提案をしたが、制度存続を主張する組合との折り合いを付けて、現行から 50%の制度効果削減で妥結している。
	通勤手当は現行算定階層 5km を 1km に細分化するものである。
	定年退職時の特別昇給制度は、国においても廃止されているものであり、平成 18 年 4 月 1 日以降廃止とするものである。
	町外日当の不支給地域がある一方で町内日当 1,000 円が支給されるという問題点を解消するため、町内日当を廃止するものである。
	助役：町内日当廃止については、委員等支給対象者に情報発信をしてもらいたい。
	<b>3 町税等の滞納者に対する行政サービス制限条例（案）について【税務課】</b>
	税務課長：滞納者に対する行政サービス制限措置については、プロジェクトにおいて検討を進めてきており、この経過についてプロジェクト座長である税務班主幹から報告する。
	税務班主幹：プロジェクトの審議、政策調整会議及び課長会議への中間報告等の経過については、別紙の経過報告のとおりである。今後のスケジュール案として 3 月定例会に条

内 容	<p>例案上程、7月1日条例施行、平成19年6月1日から効力発効を提案する。制限サービス70項目は、規則で規定したいと考えている。12月26日から1月25日の間に行ったパブリックコメントには3名の提出があり、資料に原文を載せてあるとおり、反対1名、条件付賛成が2名の結果であった。1月23日の住民会長懇談会、本日1月31日の行革町民会議でも意見を聞いて、制度を実施したい。〈別添資料参照〉</p>
	<p>助役：周到な準備をして望むべき制度と考える。来週から委員会が始まるが、今後の方針について、この課長会議で議論してもらいたい。</p>
	<p>教育長：制限サービスの中で、サービスを具体表示しているものと、「      に関すること」と大きくりにしているものがある。プロジェクトでは、サービスを特定できることを前提として設定している。大きくりのものは特定できるよう見直す。</p>
	<p>保健福祉課長：議会委員会への対応はどのようにするのか。各所管委員会と全体協議会での審議を予定している。</p>
	<p>企画財政課長：委員会・全体協議会だけでは、十分な説明や審議を尽くせないのではない</p>
	<p>か。</p>
	<p>助役：基本的な事項として、税と税外収入を合わせるか、分離するかについても、十分な検討をしていない。時間的に、3月上程か、先送りの判断を迫られているので全課長職の意見を聞く。</p>
	<p>総務課長：税外収入をはずす検討も必要であり、時間が必要と考える。</p>
	<p>企画財政課長：税・税外の整理が必要であり、3月上程では時間が不足する。</p>
	<p>税務課長：3月上程を目指したい。</p>
	<p>町民生活課長：議会及び監査から滞納処理を求められており、3月上程で早く取り組むべきである。</p>
	<p>産業振興課長：パブコメの意見にもあるように、強制執行という手段があるのに、なぜサービス制限かという点の整理が必要。先送りすべきである。</p>
	<p>建設水道課長：水道でいえば「水を止める」という手段や強制執行の方法が先だという意見もある。検討不足の面もあり、先送りすべきだ。</p>
	<p>パブコメ担当課長：担当者の徴収努力とサービス制限の同時進行が必要。各担当職員に取り組みが徹底されるか不安である。時間かけて検討する必要がある。</p>
	<p>病院事務長：具体的事例を挙げて検討してみると、施行がかなり難しいことが予想される。少なくとも税と税外を分離して考えてみる必要がある。</p>
	<p>会計課長：実際に制限を実施できるかという疑問を感じる。もっと議論が必要だと思う反面、12月議会や住民会長への説明、パブリックコメントなどを実施してきた経緯を考えると、タイムリーに3月に上程という方法もある。</p>
	<p>議会事務局：議会では、滞納解消に厳しい対応を求めているが、サービス制限については様々な意見があるようだ。委員会での審議時間が足りないと思う。今回上程は見送</p>

内 容	るべき。
	教育振興課長：内部的にも十分な検討をしていない面もある。時間不足と思うので、先に送るべき。
	助役：参考意見として聞いたので、町長とともに判断したい。
	<b>4 十勝岳噴火総合防災訓練について【総務課】</b>
	総務課長：2月22日に総合防災訓練を実施するに当たって、主な日程と提出物、報告物についてお知らせするので、措置をお願いします。＜別添資料参照＞
	<b>5 国民保護法について【総務課】</b>
	総務班主幹：平成15年6月の有事関連3法案の成立を起点に、有事に際しての国民の安全を守るシステムを構築するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる国民保護法が平成16年6月に成立した。この法律により、国では平成16年度に「基本指針」、この基本指針に基づいて都道府県では平成17年度に「都道府県国民保護計画」、さらに都道府県計画に基づいて市町村では平成18年度に「市町村国民保護計画」を策定するスケジュールになっている。この計画を策定するために「市町村国民保護協議会」を設置すること、また、市町村に対策本部を置く旨が規定されており、この法定規定に沿って3月定例議会に条例を上程する。
	＜別添資料参照＞
	<b>6 人事異動自己申告制度について【総務課】</b>
	総務課長：従来行ってきた町長が人事参考とする異動希望調書を、人事異動自己申告制度として制度化するための要綱案を提示するので、意見を求める。＜別添資料参照＞
	病院事務長：所属長意見はどのような内容を想定しているのか。組織管理者としての意見であり、私的な内容の意見は含まず、簡潔に記載すること。
	会計課長：主幹職も申告対象として、課長職のみ除外してはどうか。（他の意見）管理職として主幹職も除外する原案のままの意見が多数。原案のままとする
	<b>7 平成18年度広報かみふらの年間計画策定について【総務課】</b>
	総務課長：別紙のとおり、平成18年度の広報かみふらのの年間掲載計画を作成するので、2月20日までに報告願いたい。＜別添資料参照＞
	<b>8 平成18年度パブリック・コメント計画について【総務課】</b>
	総務課長：平成18年度実施予定のパブリックコメントについて、2月20日までに報告願いたい。＜別添資料参照＞

